

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所花巻支部執行官室(☎0198-21-1502)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

本物件は、民事執行規則 30 条
の 3 の規定により、裁判所が売却
基準価額を変更した物件です。

盛岡地方裁判所花巻支部

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月23日

盛岡地方裁判所花巻支部

裁判所書記官 安 海 ちひろ

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

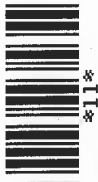
記

入札期間	令和 7年 6月 9日 午前 9時00分から 令和 7年 6月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月18日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所花巻支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月 2日 午後 1時00分 場 所 盛岡地方裁判所花巻支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,520,000 2,016,000	一括	504,000	33,921	0
1	1,232,000				
2	658,000				
3	630,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 |
| | 地 番 | 10 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 433.05 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 |
| | 地 番 | 14 番 8 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 228 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 所 在 | 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 10 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 10 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 128.06 平方メートル
2 階 28.98 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 17 日

盛岡地方裁判所花巻支部

裁判所書記官 金 子 雄 太

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

- 1 所 在 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割
 地 番 10 番 5
 地 目 宅地
 地 積 433.05 平方メートル

- 2 所 在 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割
 地 番 14 番 8
 地 目 畑
 地 積 228 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 3 所 在 花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 10 番地 5
 家屋 番号 10 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 128.06 平方メートル
 2 階 28.98 平方メートル

令和6年(ケ)第15号

令和6年12月2日受理

令和7年2月14日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 花巻支部

執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|----------------------------|-----------------------|--|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 花巻市石鳥谷町好地第6地割
10番5
宅地
433.05平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 花巻市石鳥谷町好地第6地割
14番8
畑
228平方メートル |
| 3 | 所
家屋番号
種
構
床面積 | 在
番
類
造
積 | 花巻市石鳥谷町好地第6地割 10番地5
10番5
居宅
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1階 128.06平方メートル
2階 28.98平方メートル |

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	《未実施》	
土地	物件1、2	
現況地目	■宅地（物件1、2） □公衆用道路（ ） □	
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □	
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者（ ） 上記の者が本土地上に 下記建物 を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：	
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者（ ） 上記の者が本建物を家財道具を残置したままの空家として管理占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

■物件1、2土地関係

- 1 物件1、2土地は一体となって、物件3建物の敷地として利用されている。
- 2 本一体地の東側は、公図上、国所有の公衆用道路(252番)に接面している。現況、物件1土地の東側が幅員約13.0メートルの舗装県道265号線に接面している。
- 3 本一体地の南側には工作物(スチール製物置)が存在する。
- 4 物件2土地は、公簿地目が農地であることから、花巻市農業委員会へ農地等の現況について照会したところ、同農業委員会からは、本土地の現況地目は非農地であること、本土地に関し所有権移転又は賃(使用)借権設定の許可等及び転用許可等についてはなされていないこと、買受適格証明書が不要であること、本土地の落札者は所有権移転後、同農業委員会へ「農地法の適用外証明願」を提出し、地目の変更手続きを進める必要がある旨回答があった。

■物件3建物関係

関係人の陳述及び建物内の状況から、本建物は所有者Aが家財道具を残置したままの空き住居として管理し、占有しているものと認められる。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民	物件には、前所有者の奥様が昨年４月くらいまで居住していたと思います。 その後、空き家になっていると思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年12月23日(月)	執行官室	登記関係資料申請(郵送)
令和6年12月27日(金)	花巻市役所	課税関連資料申請(事務員)
令和7年1月8日(水)	執行官室	花巻市農業委員会(郵送)
令和7年1月20日(月)	執行官室	期日通知(郵送)
令和7年1月22日(水) 13:00~13:10	物件所在地	現地確認 空家であることを確認
令和7年1月28日(火) 10:00~10:45	物件所在地	物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

■ 令和7年1月28日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

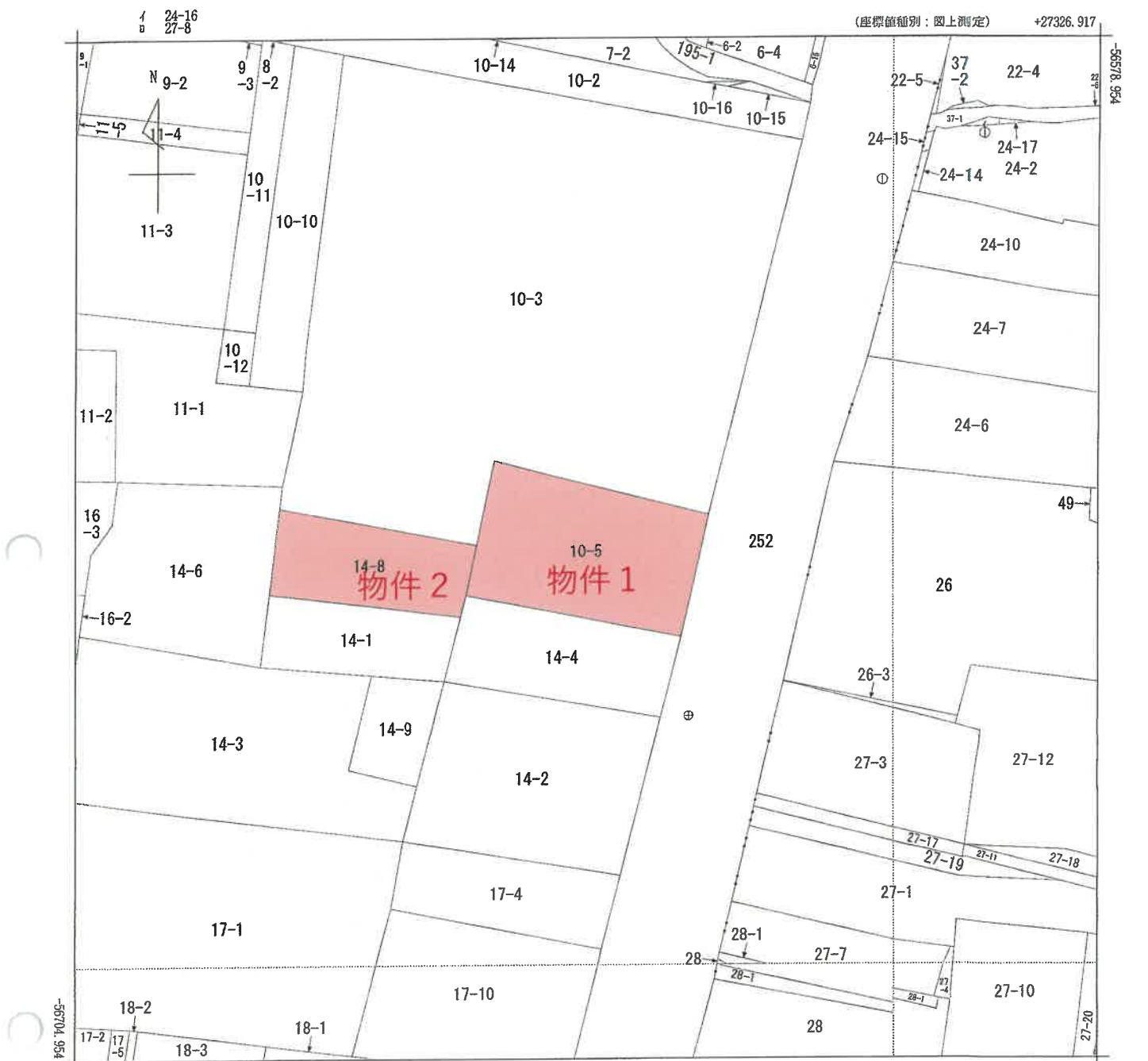
■ 令和7年1月28日
目的物件は不在であったので、立会人Bを立ち会わせ、建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

石鳥谷町好地第6地割

A

石鳥谷町好地第17地割

請求部	所在	花巻市石鳥谷町好地第6地割				地番	10番5			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	X	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：平成28年10月6日

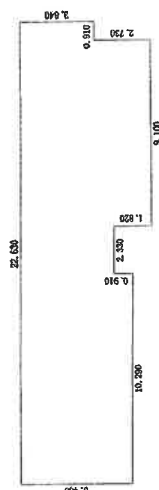
各階平面図

家屋番号 10番5

建物の所在 花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地5

建物図面
~~各階平面図~~

1階



床面積

10.290 × 5.460 = 56.183400

2.330 × 4.550 = 10.601500

9.100 × 6.370 = 57.967000

0.910 × 3.640 = 3.312400

計 128.064300

床面積 128.06 ㎡

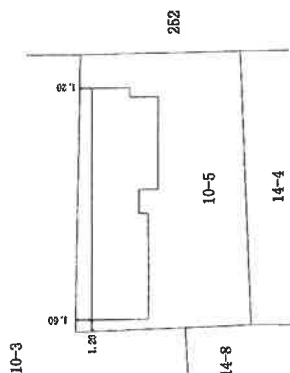
2階



床面積

4.550 × 6.370 = 28.983500

床面積 28.98 ㎡



単位: m

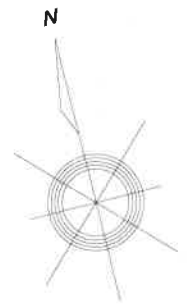
作成者

縮尺 1/250

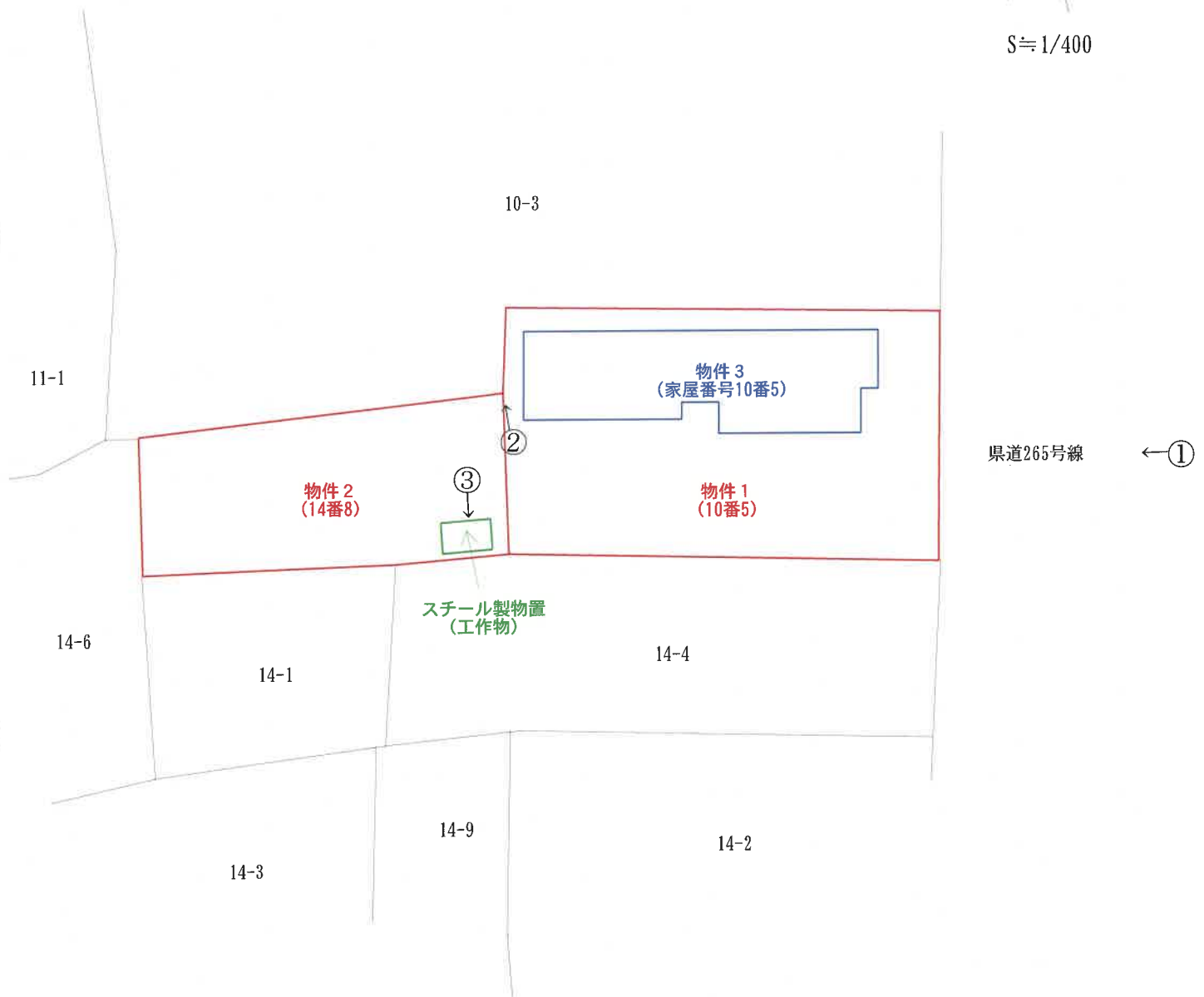
申請人

縮尺 1/500

令和6年(ケ)第15号 土地建物位置関係図



S≒ 1/400

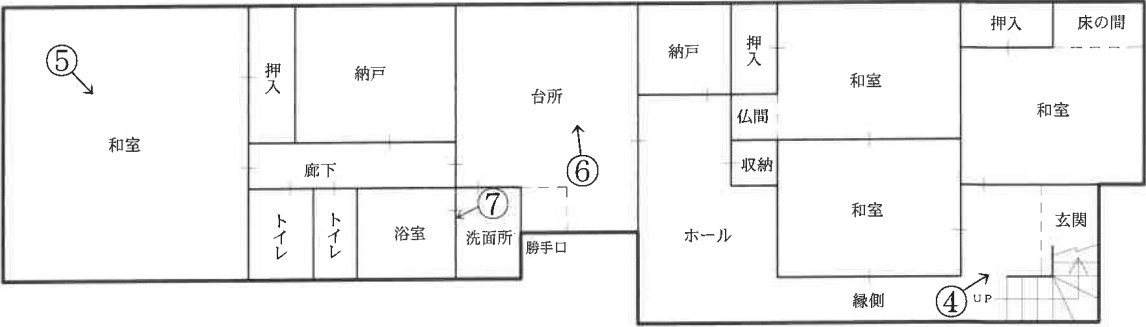


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(8 枚目)

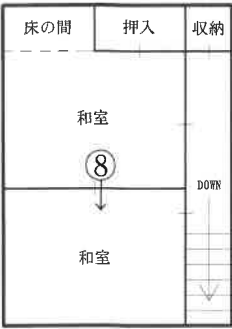
令和6年(ケ)第15号
物件3
建物間取図

物件 3

1 階



2 階



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
(9 枚目)

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



令和 6 年（ケ）第 15 号
令和 7 年 1 月 28 日 現地調査
令和 7 年 2 月 14 日 評価

盛岡地方裁判所花巻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

有 岡 智 昭

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1～3	金 4, 180, 000円
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2, 050, 000円
物件2(土地)	金 1, 080, 000円
物件3(建物)	金 1, 050, 000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	花巻市石鳥谷町好地第6地割 10番5 宅地 433.05平方メートル	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	花巻市石鳥谷町好地第6地割 14番8 畑 228平方メートル	宅地
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	花巻市石鳥谷町好地第6地割 10番地5 10番5 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 128.06平方メートル 2階 28.98平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	東北本線「石鳥谷」駅の南東方・道路距離約530m 最寄りバス停「石鳥谷駅口」の南方・道路距離240m（徒歩約3分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	目的物件の存する地域は、県道沿いに一般住宅、事業所等が見られる地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 指定なし 浸水想定区域（最大浸水深0.5m～3m未満）
画地条件	地間奥行 形状その他	積口 行状 その他 661.05平方メートル（一体地） 約15.6m 約51m 不整形 ほぼ平坦
接面道路の状況	東側で幅員約13mの「県道265号線」（建築基準法上の道路）に略等高に接面する。	
土地の利用状況等	所有者が物件3の敷地として使用・占有している。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは、対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	物件2の登記地目は「畑」であるが、花巻市農業委員会によると物件2は非農地で「農地法の適用外証明」の発行が可能な土地であるとのことである。 物件2の南東端付近にスチール製物置（工作物）が設置されている。 土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 物件1、2は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記録記載) 昭和18年月日不詳新築 平成13年7月13日増築 経過年数 約82年(新築年から算定) 経済的残存耐用年数 認められない。
仕 様	構 造： 木造造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板 外 壁： サイディング、モルタルリジン仕上げ 内 壁： ビニールクロス、化粧合板、じゅらく壁 外 天 井： 化粧合板 ジブトーン 外 床： 畳、フローリング 外 設 備： 電気設備、給排水設備一式 その他： 特になし (注) 建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積(現況)	「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図のとおり
品 等	極めて劣る
保守管理の状態	極めて劣る
建物の利用状況	所有者が空き住居として管理・占有している。
特 記 事 項	物件3は、名寄帳兼課税台帳によると昭和18年に建てられた後、3回増築が行われている。 外壁のモルタル壁に大きいクラックが多数見られる。また、外壁のサイディングに著しい色褪やチョーキングが生じている。 屋根のトタン板に著しい発錆が見られる。 一部の雨どいが破損し付いていない。 勝手口の扉のドアノブが取れて付いていない。 1階和室の床の一部に沈み込みが生じている。 台所の床に著しい沈み込みが生じており、一部は床が抜けそうになっていることから、床下の根太や大引きの腐朽が相当程度進行しているものと推定される。また、台所の天井には雨漏りによる大きなシミ跡が多数見られる。 玄関、縁側の床に液体をこぼしたようなシミ跡が多数見られる。 建物内に家具・家電、食器や日用品雑貨等が大量に残置している。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	18,400	0.816	433.05	0.7	4,550,000
2	18,400	0.816	228	0.7	2,400,000

ア 標準画地価格：地価調査 花巻（県）-13

$$\begin{array}{ccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 19,000 \text{ 円/㎡} \times 100.0/100.0 \times 100.0/103.0 \times 100.0/100.0 \div & & & & 18,400 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+3.0%

◇地域格差：地域格差無し

イ 個別格差：方位+2.0%、形状-20.0% 相乗積-18.4%

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：老朽化の著しい建物が存すること等を勘案し-30%と査定した。

② 物件3（建物）

前記のとおり、物件3は、新築後80年以上が経過しており、屋根に生じた著しい錆、雨漏り、モルタル壁に生じた大きなクラックや床に著しい沈み込みが生じている等老朽化が顕著で、建物全体として経済的残存耐用年数は認められず、市場価値はほぼ認められない。よって物件3は金1万円（備忘価格）と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格（物件1、2）

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	4,550,000	0.25	法定地上権	1,140,000
2	2,400,000	0.25	法定地上権	600,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①ウ, ②) ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,550,000	－ 1,140,000		1.0	0.6	2,050,000
2	2,400,000	－ 600,000		1.0	0.6	1,080,000
3	10,000	＋ 1,740,000	1.0	1.0	0.6	1,050,000
一括価格（合計）						4,180,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：不要と判断した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査基準地 [花巻(県)－13]

所 在：花巻市石鳥谷町好地第6地割24番1

価 格：19,000円/㎡

位 置：JR東北本線「石鳥谷」駅の南東方道路距離約450m

価格時点：令和6年7月1日

地 積：333㎡

供給処理施設：水道・下水

接面街路：南側4.5m舗装市道

用途指定等：第1種住居地域

(建ぺい率60%、容積率200%)

地域の概要：一般住宅の中にアパート等も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

所在(位置)図

公図写

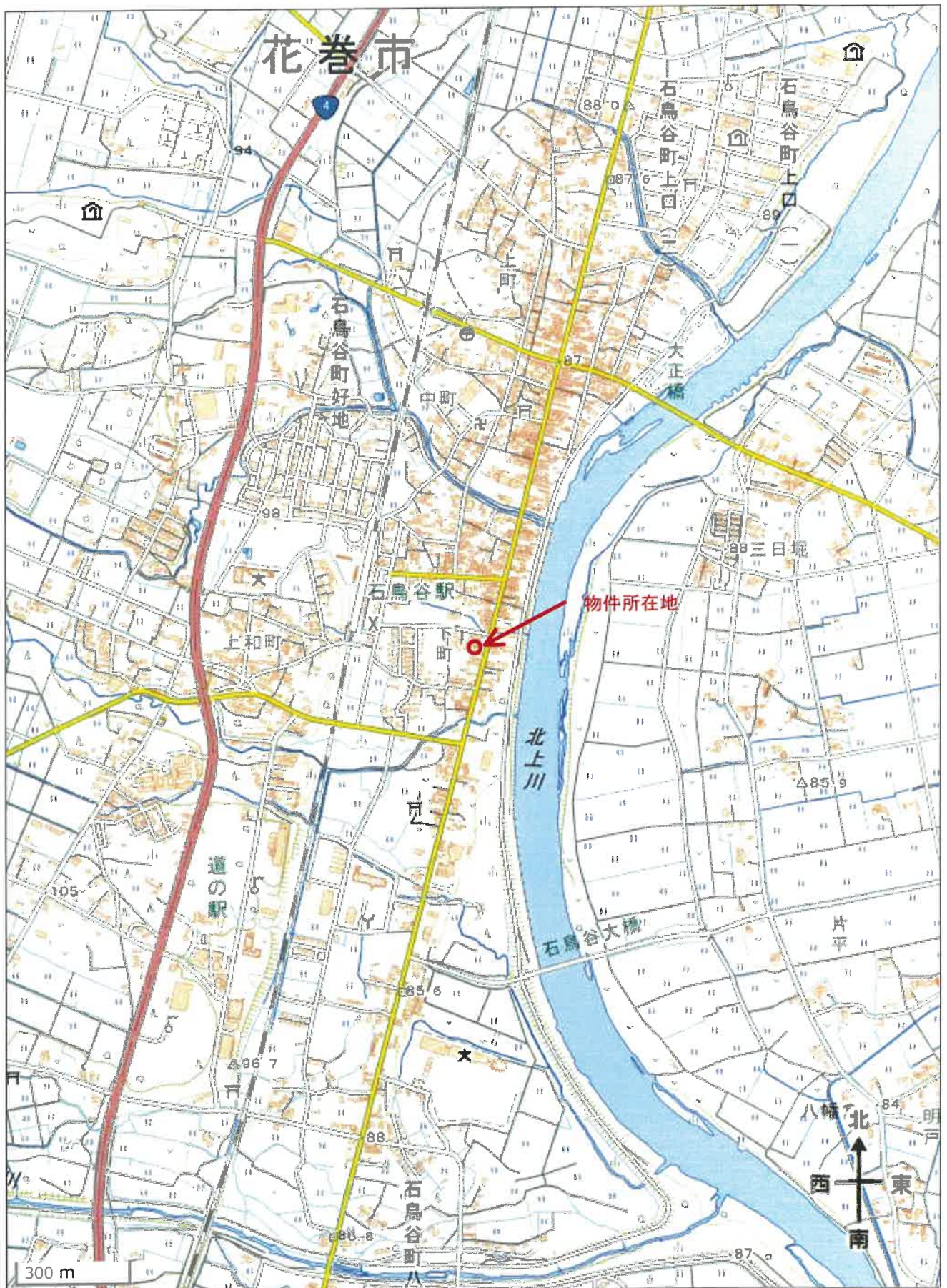
建物図面・各階平面図写

土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

所在（位置）図

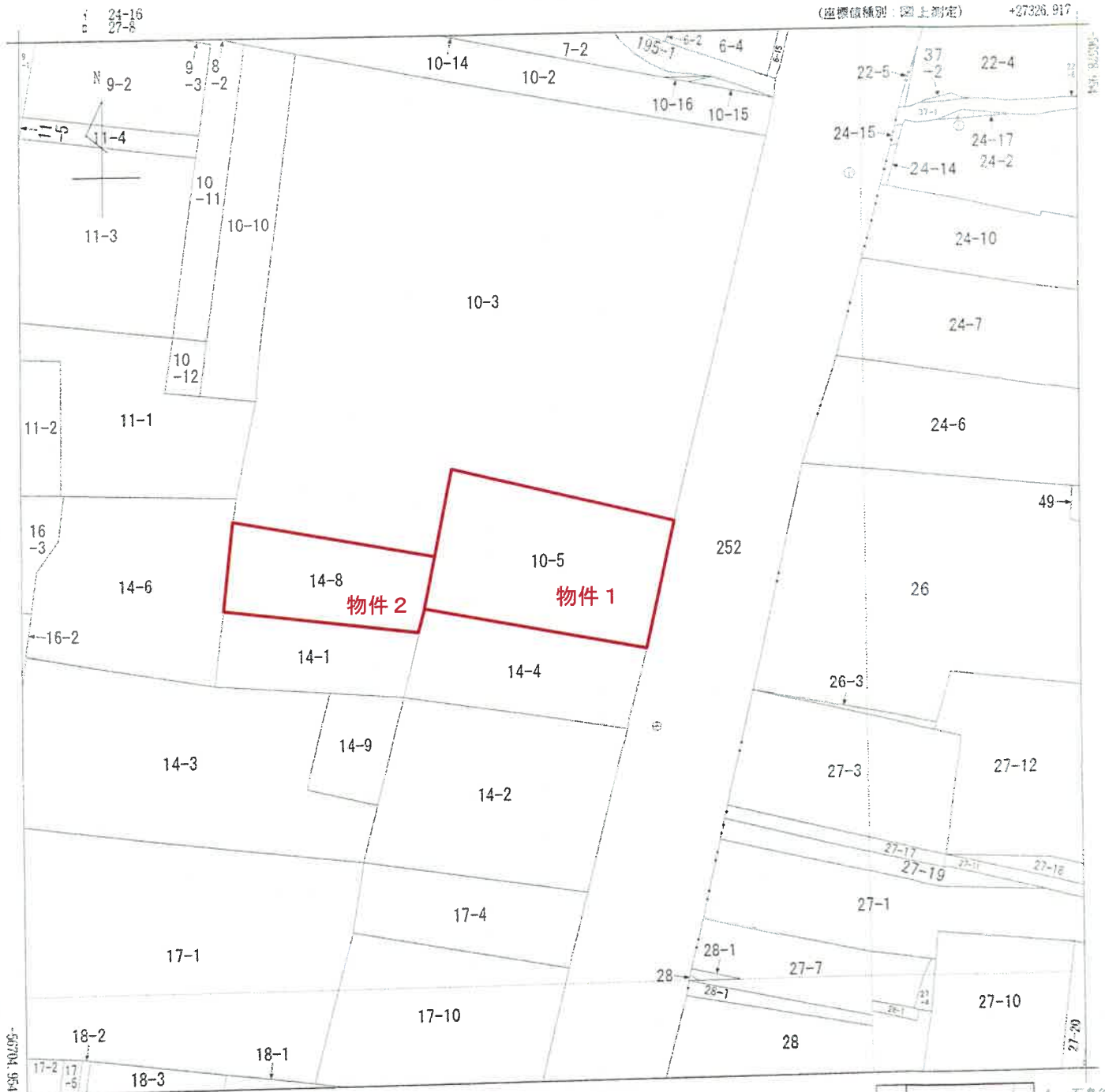


※ 国土地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

公図写

(座標値種別：国土地測定)

+27326.917

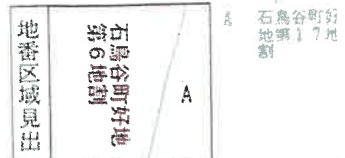


+27201.917

(座標値種別：国土地測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyoweki2011.par)による修正がされています。

A 4 判に縮小



請求部	所 在	花巻市石鳥谷町好地第6地割				地 番	10番5			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号	X	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方裁判所花巻支部管轄)

令和6年9月25日

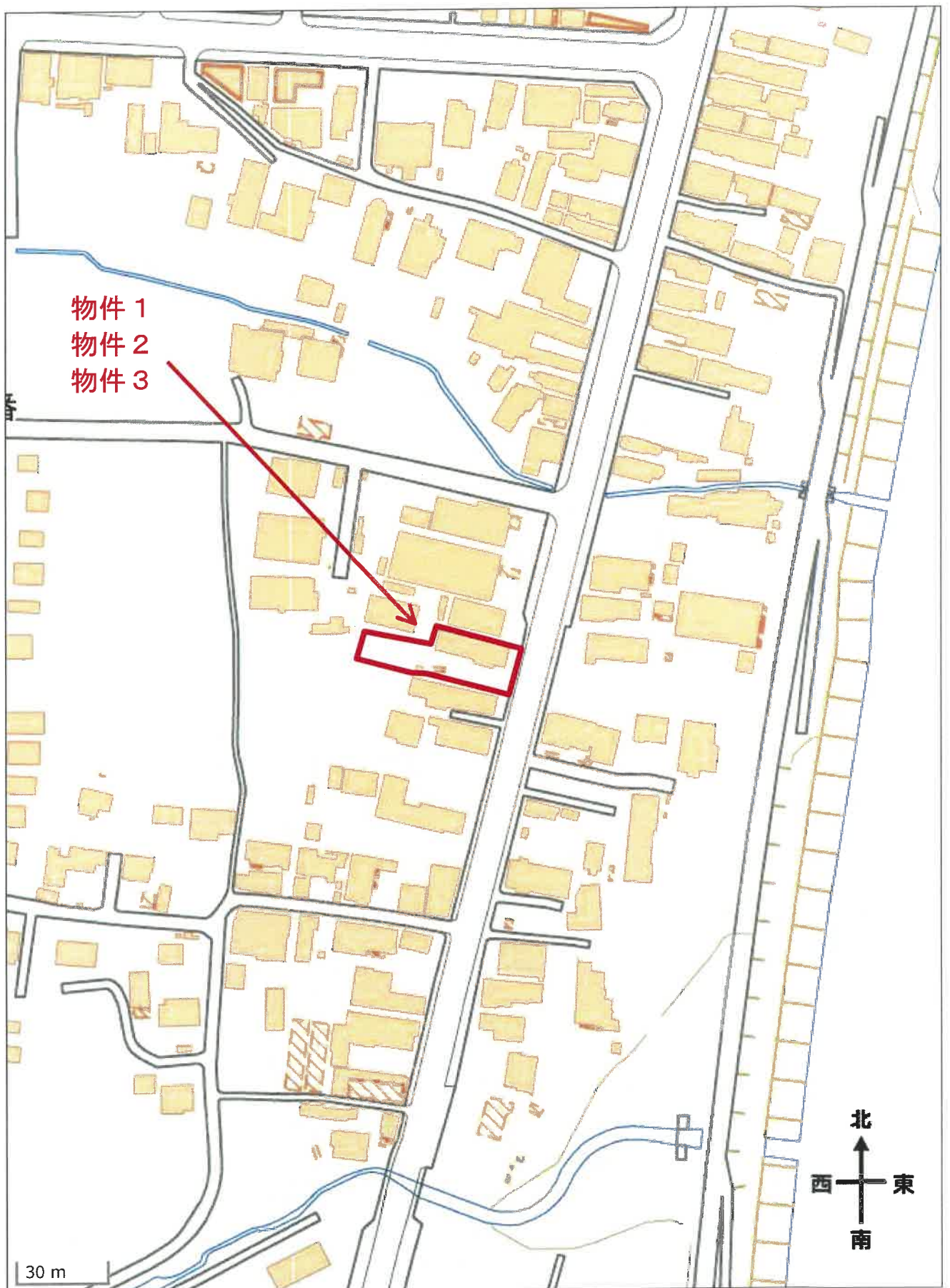
東京法務局

請求番号：7-1
(1/1)

登記官



所在（位置）図



土地の形状等は概略を表示したものである。

※ 国土地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

建物図面・各階平面図写

建物図面
各階平面図

家屋番号
10番5

建物の所在
花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地5

各階平面図

1階



求積表

10.290 × 5.460	=	56.183400
2.330 × 4.550	=	10.601500
9.100 × 6.370	=	57.967000
0.910 × 3.640	=	3.312400
計		128.064300

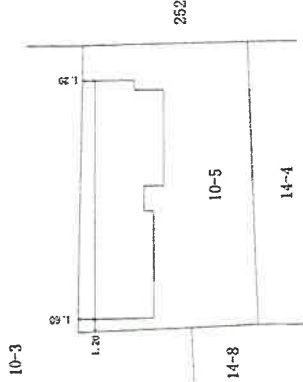
床面積 128.06 ㎡

2階



求積表

4.550 × 6.370	=	28.983500
床面積		28.98 ㎡



単位: m

作成者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

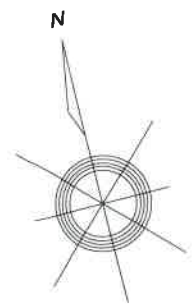
A4判に縮小

登記年月日: 平成28年10月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方方法務局花巻支局管轄)
令和6年9月25日 東京法務局

登記官

土地建物位置関係図



S≒1/400

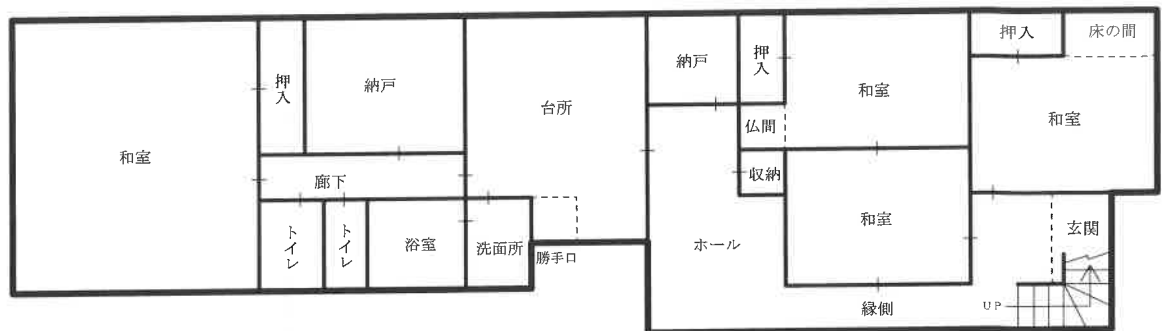


※ 土地の形状、建物等の位置関係は概略を表示したものである。

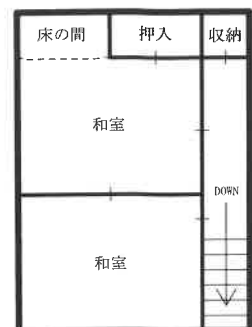
建物間取図

物件 3

1 階



2 階



※ 建物の形状、間取等は概略を表示したものである。